

## 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条            当社は、次条、第4条の2第2項又は第4条の3の第2項の規定により運送の引き受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第4条の2 当社の禁煙車両(禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項以下において同じ。)内では、<u>旅客および運転者ともに喫煙を禁じます。</u></p> <p>2 <u>旅客が当社の禁煙車両内で喫煙をしようとしたときは、運転者は当該車両が禁煙車両であることを告げてこれを制止いたします。また旅客が制止を振り切って喫煙したときは、喫煙を中止するよう求めると共に、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引き受けまたは継続を拒絶します。運送の継続を拒絶した場合においても、運転者は旅客に下車するまでの運賃及び費やした高速道路料金等の支払いを求めます。</u></p> <p>3 <u>旅客が当社の禁煙車両内で運転者の制止を振り切って、喫煙を継続した場合においては、タバコ煙が車内に充満し、運転者に受動喫煙を強いるだけでなく、必然的に有害物質を車内の内装部分等に付着させ、その後もその部分から継続的に有害物質と悪臭を放出させることとなるため、営業を中止し清掃を行います。</u></p> <p>4. <u>前項によって生じた損害(約款違反及び受動喫煙を強いられたことによる慰謝料、清掃費用および休車による休業損失)は、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。</u></p> <p>第4条の3 <u>旅客の当社の運転者に対する法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為(本条において、セクシャルハラスメント、モラルハラスメントその他の旅客の発言、行動等が旅客の意図には関係なく、当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与える行為(以下、「ハラスメント」という。))を差し控えていただきます。</u></p> <p>2 <u>ハラスメントがあった場合、運転者はハラスメントの中止を求め、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引き受け又は継続を拒絶する他、運転者又は当社の判断において警察等へ通報します。また、ハラスメントにより生じた損害の賠償および、慰謝料を請求します。</u></p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条            当社は、次条又は第4条の2第2項の規定により運送の引き受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第4条の2 当社の禁煙車両(禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において同じ。)内では、<u>旅客は喫煙を差し控えていただきます。</u></p> <p>2 <u>旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するよう求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。</u></p>
第5条～第10条 (略)	第5条～第10条 (略)